

明日香村過疎地域持続的発展計画

計画年度	令和8年度
計画期間	令和8年度～令和12年度

奈良県高市郡明日香村

目 次

1	基本的な事項	・・・ 4
	(1) 明日香村の概況	
	(2) 人口及び産業の推移と動向	
	(3) 行財政の状況	
	(4) 地域の持続的発展の基本方針	
	(5) 地域の持続的発展のための基本目標	
	(6) 計画の達成状況の評価に関する事項	
	(7) 計画期間	
	(8) 公共施設等総合管理計画との整合	
2	移住・定住・地域間交流の促進、人材育成	・・・ 13
	(1) 現況と問題点	
	(2) その対策	
	(3) 計画	
	(4) 公共施設等総合管理計画との整合	
3	産業の振興	・・・ 15
	(1) 現況と問題点	
	(2) その対策	
	(3) 計画	
	(4) 産業振興促進事項	
	(5) 公共施設等総合管理計画との整合	
4	地域における情報化	・・・ 22
	(1) 現況と問題点	
	(2) その対策	
	(3) 計画	
	(4) 公共施設等総合管理計画との整合	
5	交通施設の整備、交通手段の確保	・・・ 24
	(1) 現況と問題点	
	(2) その対策	
	(3) 計画	
	(4) 公共施設等総合管理計画との整合	
6	生活環境の整備	・・・ 26
	(1) 現況と問題点	
	(2) その対策	
	(3) 計画	
	(4) 公共施設等総合管理計画との整合	

7	子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	・・・29
	(1) 現況と問題点	
	(2) その対策	
	(3) 計画	
	(4) 公共施設等総合管理計画との整合	
8	医療の確保	・・・33
	(1) 現況と問題点	
	(2) その対策	
	(3) 計画	
	(4) 公共施設等総合管理計画との整合	
9	教育の振興	・・・34
	(1) 現況と問題点	
	(2) その対策	
	(3) 計画	
	(4) 公共施設等総合管理計画との整合	
10	集落の整備	・・・38
	(1) 現況と問題点	
	(2) その対策	
	(3) 計画	
	(4) 公共施設等総合管理計画との整合	
11	地域文化の振興等	・・・39
	(1) 現況と問題点	
	(2) その対策	
	(3) 計画	
	(4) 公共施設等総合管理計画との整合	
12	その他地域の持続的発展に関し必要な事項	・・・41
	(1) 現況と問題点	
	(2) その対策	
	(3) 計画	
	(4) 公共施設等総合管理計画との整合	

1 基本的な事項

(1) 明日香村の概況

① 自然的、歴史的、社会的、経済的諸条件の概要

ア 自然的条件

本村は、奈良盆地の南東部に位置し、大阪から約40km、奈良市から約25kmの圏内にある。総面積は24.10km²。奈良盆地の南端の平地と竜門山地の一部からなっており、標高は平地部で90m前後、山地部では600m前後に達している。水系は、大和川水系に属し、中央部を流れる飛鳥川と西部を流れる高取川流域で大部分が占められている。飛鳥川上流には、重要文化的景観に選定されている稲渕棚田が広がっている。

イ 歴史的条件

本村は、飛鳥時代と呼ばれる6世紀末から7世紀にかけての約100年間、一時期を除いて「都」が営まれ、天皇という称号や日本という国号が初めて用いられ、「律令」が制定されるなど、東アジアの古代国家形成期において中央集権体制が誕生したことが分かる地域であるとともに仏教その他大陸文化の影響を受けながら飛鳥文化が開花した場所である。村内には宮跡・寺院・古墳などの文化遺産が数多く存在し、万葉集にも詠われた自然環境と一体となって歴史的風土を形成している。

現在の明日香村は、昭和31年7月、高市郡阪合村、高市村、及び飛鳥村の3村が合併して誕生した村である。

平成27年に日本国創成のとき～飛鳥を翔た女性たち～が橿原市、高取町とともに日本遺産に認定され、令和7年1月には、「飛鳥・藤原の宮都」の推薦書をユネスコへ提出し、奈良県、橿原市、桜井市とともに令和8年度の世界文化遺産登録を目指している。

ウ 社会的、経済的条件

高度経済成長期に相次いだ開発を契機に、古都においてその歴史的景観を保全するため、昭和41年に「古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法」（以下、「古都法」という。）が制定され、本村の歴史的に枢要な地区が対象地区に指定された。それでも本村に都市化の波が押し寄せたことから、昭和55年、村全域を古都法の規制対象区域とし、「歴史的風土の保存」と「住民生活の安定・向上」を目的とした「明日香村における歴史的風土の保存及び生活環境の整備等に関する特別措置法」（以下、「明日香法」という。）が制定された。

以後、全村で土地利用や意匠形態等の規制が行われたが、第3次明日香村

整備計画を機に歴史的風土の創造的活用が提唱され、限られた市街化区域の中で、観光・交流の振興や働く場を確保するために「にぎわいの街特別用途地区」の設定や、市街化調整区域で、一般住宅の立地を可能とした都市計画法第34条第11号に基づく地区を3地区の設定し、宿泊施設などの立地が可能な地区計画を設定している。

生活環境としては、幼稚園、小学校、中学校がそれぞれ1校ずつ、児童公園3箇所及び近隣公園1箇所（多目的グラウンド・テニスコート・グランドゴルフ・ゲートボール・アスレチック遊具）、健康福祉センター（診療所・調理施設・浴場・スポーツジム・カラオケルーム・ホール）があり、水道及び下水道施設はほぼ整備されている。

産業は、元来農林業が主産業であったが、社会変化や後継者不足及び鳥獣害被害の増加により衰退の一途をたどり、農地の遊休地化が顕著な現状となっている。農業基盤整備としてはほ場整備及び農産物直売・加工施設（明日香の夢市・あすか夢販売所・明日香夢の旬菜館）が整備されている。

商工業は、少ない事業所数で変動は少なく零細的な状況にあるが、近年は空き家を活用した飲食店や宿泊施設などの商業施設の増加が見られる。

公共施設は、役場庁舎移転に伴う新庁舎の建設と図書室の移転改修等の整備が実施されている。

② 過疎の状況

ア 人口等の動向

国勢調査による人口は、開発された住宅地への入居が終了した平成2年の7,363人から令和2年の5,179人へと減少の一途をたどり、平成29年には過疎地域に指定されている。65才以上の高齢者比率は、出生数の減少や若者の転出、平均寿命の伸びにより、令和2年では41.1%となっている。地域別の人口増減は、近鉄飛鳥駅前の市街化区域では増加が見られるものの、山間部では人口の減少傾向が著しく、1人暮らしの高齢者世帯の増加も課題となっている。

イ これまでの対策

明日香法による4次にわたる整備計画により、社会基盤の整備を進めてきた。平成29年4月に過疎地域自立促進特別措置法に基づく過疎地域指定を受けて以降には、農業振興拠点施設「アグリステーション飛鳥」の整備や「道の駅飛鳥」の整備、牽牛子塚古墳整備などの地域振興に係る整備、村道地ノ窪線や奥山2号線の道路整備、WiFi環境整備、光ケーブル網整備などの生活環境に係る整備、学校施設整備や幼小中一貫教育、英語教育や郷土学習の充実など教育環境の整備など様々な対策を講じてきたところである。さらに

は、土地区画整理事業による住宅地創出による人口誘導や、宿泊施設などの企業誘致による雇用促進・地域経済の向上に向けた取組も行っている。また、旧庁舎の老朽化や耐震不足に対応し、防災・地域コミュニティ拠点の機能を充実するため、新庁舎建設を行った。

ウ 現在の課題

これまでの対策により、社会基盤については都市部との格差も徐々に少なくなっているが、構造的な若年層の流出が止まらず、少子高齢化が引き続き進行しており、年齢毎の人口バランスが大きく変化し、農林商工といった経済活動の縮小や社会保障費負担の増大、まちづくり活動の担い手の減少など地域活力の低下に繋がる恐れがある。また、農業は、担い手不足のみならず、鳥獣害被害の拡大により遊休地の拡大が見られ、農業者の生産意欲の低下や歴史的風土を構成する景観を損なうこと繋がる恐れがある。さらに、本村は、貴重な歴史文化資源を数多く有しているものの、観光資源として十分に活かしておらず、農林商工業など地域振興にはまだまだ繋がっていない。

これらのことから、現在は、明日香法に基づく第5次整備計画（令和2年～令和11年）により、公民館、健康福祉センター、道路、橋梁、下水道、教育、観光振興施設など、長期利用による老朽化した各施設や、幼保連携型認定こども園、トータルケアステーション機能の充実に伴う施設の建設や改良、補修を計画的に行う必要がある。

また、世界遺産登録を目指す本村にとって、歴史的背景をストーリー性を持った歴史展示として「見える化」を図るため、史跡地整備、AR・VRの活用、伎楽の再現が望まれる。併せて、飛鳥駅前周辺のオーバーツーリズム対策等を視野に入れた機能拡充の検討及び整備の推進と、村内に多数ある見所を周遊できる交通体系の整備を推進すると共に、Wi-Fi整備による情報発信機能の充実を図る必要がある。

今後も諸課題の解決に向け、さらなる支援の継続性が強く望まれる。

エ 今後の見通し

社会全体が人口減少の一途をたどる中で、明日香村だけが人口増加に転じることは難しい状況にあるが、将来にわたり本村が持続可能なまちづくりを進めていく上で、教育・福祉・子育て環境の向上を図るとともに、住宅地創出や空き家の利活用等の移住・定住につながる受け入れ基盤を整え、村が有する貴重な歴史文化資源や守られてきた景観を地域活性化に活かすことで雇用環境を整えていくことが喫緊の課題といえる。また、世界遺産登録を目据えて、歴史文化の重層性を活用した地域振興の方途を柱立てに施策展開を実行することが望まれる。

③ 社会経済的発展の方向の概要

本村では人口減少や高齢化とともに就労者数全体が減少し、令和2年の国勢調査では、第3次産業就労者数が66.7%と多く、第1次産業就労者数は10.0%と最も少なく、この傾向が進む状況にある。

観光入込客数は、コロナ禍に減少したものの、令和6年調査では約60万人と復調してきている。宿泊者数は約1万人と、民家ステイや空き家を活用した宿泊施設の利用が見られる。一方で、観光消費額は京都などの観光地に比べ非常に低くなっている。

本村は、第5次明日香村総合計画に基づき、若い世代が安心して子どもを育てる社会、生まれた子どもが健やかに育つ社会、また高齢者が生きがいを持ち、住み慣れた地域で暮らし続けることができる社会を目指す「いつまでも住み続けたいそう思える夢ある村」と、日本国のはじまりを物語る歴史や脈々と繰り返されてきた人々の営みから育まれた文化を最大限に活用し、村全体を屋根のない博物館として捉え、明日香村を五感で楽しめる「明日香まるごと博物館」づくりにより、歴史文化資源を地域活性化に繋げる取組をより一層進めていく。

(2) 人口及び産業の推移と動向

本村の人口は、国勢調査によると、昭和35年には7,261人であったが、高度経済成長期の都市部への人口流出により、昭和45年にかけて減少し6,573人となった。その後、明日香法施行前から計画された宅地開発等により増加に転じ、平成2年には7,363人となった。この年を頂点として、明日香法による土地利用規制や就学就職による若者の都市への流出により、人口は減少の一途をたどり、平成27年には5,523人となった。その結果、平成29年に過疎地域の指定を受けている。年齢別人口比率は、令和2年には65歳以上の高齢者人口比率が41.1%に達し、奈良県平均の31.3%より高い数値を示している。近年の子育て施策や住宅地創出により、ここ数年社会増に転じる年度もあるように、2060年には約2,150人であった将来推定人口(国立社会保障・人口問題研究所準拠)は約2,400人と改善が見られ、2024年には消滅可能性自治体の対象から外れた。本計画による取組により社会増を目指し、2060年には、4,100人から4,500人の人口を維持することを目標としている。

本村の基幹産業であり、重要な景観の要素となっている農林業に携わる第1次産業の就業人口比率は、約1割で最も低い割合となっており、遊休地の増加や森林の荒廃が益々進むことが懸念される。第3次産業の就業人口比率は、約7割ではあるが、村外への就業が多いものと思われる。就業人口割合が、大きく変化することはないと予測されるが、今後は、6次産業化の促進や滞在型観光の推進に

より、雇用機会が期待されるとともに、地域に幅広い経済効果をもたらすことが期待される。

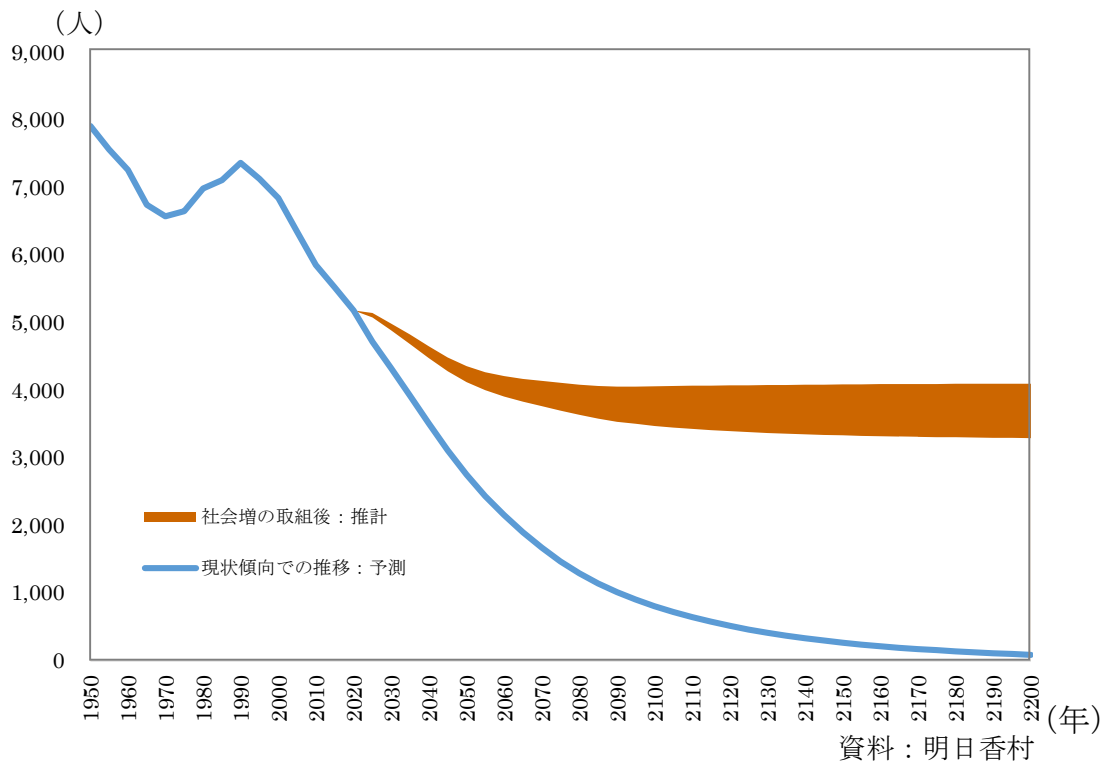
表1-1 (1) 人口の推移 (国勢調査)

区分	昭和35年		昭和40年		昭和45年		昭和50年		昭和55年	
	実数(人)	増減率	実数(人)	増減率	実数(人)	増減率	実数(人)	増減率	実数(人)	増減率
総数	7,261	-	6,743	▲7.1%	6,573	▲2.5%	6,650	1.2%	6,987	5.1%
0歳～14歳	2,083	-	1,601	▲23.1%	1,302	▲18.7%	1,278	▲1.8%	1,411	10.4%
15歳～64歳	4,623	-	4,519	▲2.2%	4,592	1.6%	4,577	▲0.3%	4,646	1.5%
15歳～29歳(a)	1,769	-	1,755	▲0.8%	1,803	2.7%	1,657	▲8.1%	1,433	▲13.5%
65歳以上(b)	555	-	623	12.3%	679	9.0%	797	17.4%	930	16.7%
(a)/総数 若年者比率	24.4%	-	26.0%	-	27.4%	-	24.9%	-	20.5%	-
(b)/総数 高齢者比率	7.6%	-	9.2%	-	10.3%	-	12.0%	-	13.3%	-

区分	昭和60年		平成2年		平成7年		平成12年		平成17年	
	実数(人)	増減率	実数(人)	増減率	実数(人)	増減率	実数(人)	増減率	実数(人)	増減率
総数	7,109	1.7%	7,363	3.6%	7,126	▲3.2%	6,846	▲3.9%	6,343	▲7.3%
0歳～14歳	1,436	1.8%	1,378	▲4.0%	1,136	▲17.6%	875	▲23.0%	659	▲24.7%
15歳～64歳	4,605	▲0.9%	4,738	2.9%	4,554	▲3.9%	4,334	▲4.8%	3,953	▲8.8%
15歳～29歳(a)	1,248	▲12.9%	1,127	▲9.7%	1,258	11.6%	1,248	▲0.8%	1,088	▲12.8%
65歳以上(b)	1,068	14.8%	1,246	16.7%	1,436	15.2%	1,637	14.0%	1,731	5.7%
(a)/総数 若年者比率	17.6%	-	15.3%	-	17.7%	-	18.2%	-	17.2%	-
(b)/総数 高齢者比率	15.0%	-	16.9%	-	20.2%	-	23.9%	-	27.3%	-

区分	平成22年		平成27年		令和2年	
	実数(人)	増減率	実数(人)	増減率	実数(人)	増減率
総数	5,856	▲7.7%	5,523	▲5.7%	5,179	▲6.2%
0歳～14歳	576	▲12.6%	524	▲9.0%	526	0.4%
15歳～64歳	3,476	▲12.1%	2,978	▲14.3%	2,517	▲15.5%
15歳～29歳(a)	812	▲25.4%	673	▲17.1%	529	▲21.4%
65歳以上(b)	1,804	4.2%	2,019	11.9%	2,131	5.5%
(a)/総数 若年者比率	13.9%	-	12.2%	-	10.2%	-
(b)/総数 高齢者比率	30.8%	-	36.6%	-	41.1%	-

表1-1 (2) 人口の見通し



(3) 行財政の状況

地方公共団体は地域の総合的行政主体として、自らの個性や創意工夫を生かしつつ、活力ある地域づくりへの取り組みが求められている。本村がおかれる過疎地域では、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の主旨にかんがみ、地域の持続的発展を図る為の総合的かつ計画的な対策を講じなければならない。

本村の生活基盤の整備状況は、明日香法に基づく取り組みを中心に、住民生活の向上を図るために年次的に事業を進めてきたことにより、充足されてきている。しかしながら、民間企業によっても社会資本整備が進む都市部と比べると、行政での整備が中心となる本村については脆弱と言わざるを得ない。また、加速度が一段と増す過疎化・高齢化への対策など、直面する行政課題が多く残されている。

本村の財政事情は、自主財源に乏しく、歳入を地方交付税や国庫支出金などの依存財源に頼っている脆弱な財政構造となっている。歳出面では物件費や人件費が増加してきている。また、長期利用による老朽化した公共施設の更新が必要な状況となっている。このような状況において、限られた財源を有効に活用して行政効果を得るためにも、中長期的な展望に立った行財政計画のもとでの財政運営を図ることが不可欠であり、各施策の選択については、優先順位を定め、財源の重点的配分を行う必要がある。また、効率的かつ合理的な行財政を行ううえで、広域的な施策の更なる拡充も必要である。さらには、ふるさと応援寄付金など本村の取組を応援いただける財源の確保に努める必要がある。

表1-2 (1) 財政の状況 (普通会計)

(単位：千円)

区分	平成22年度	平成27年度	令和元年度	令和5年度
歳入総額A	4,324,933	3,725,592	4,012,050	4,616,725
一般財源	3,022,298	2,870,466	2,873,008	3,445,159
国庫支出金	729,820	364,387	510,851	511,320
都道府県支出金	331,971	244,526	241,885	274,773
地方債	51,700	57,700	243,400	216,500
うち過疎債	0	0	208,600	158,200
その他	189,144	188,513	142,906	168,973
歳出総額B	3,909,753	3,353,422	3,637,796	4,206,022
義務的経費	1,810,528	1,342,804	1,343,128	1,677,927
投資的経費	469,144	351,316	543,025	341,611
うち普通建設事業	454,198	351,316	541,916	304,799
その他	1,630,081	1,659,302	1,751,643	2,186,484
過疎対策事業費	0	0	494,058	232,038
歳入歳出差引額C(A-B)	415,180	372,170	374,254	410,703
翌年度へ繰越べき財源D	29,080	20,040	21,818	12,600
実質収支C-D	386,100	352,130	352,436	398,103
財政力指数	0.261	0.236	0.241	0.216
公債費負担比率	15.0	10.2	8.7	9.4
実質公債費比率	19.0	7.5	6.0	5.3
起債制限比率	-	-	-	-
経常収支比率	91.3	91.9	97.5	94.6
将来負担比率	57.8	41.9	29.6	55.0
地方債現在高	3,089,262	2,844,936	3,040,671	4,760,048

表1-2 (2) 主要公共施設等の整備状況

区分	昭和55 年度末	平成2 年度末	平成12 年度末	平成22 年度末	令和元 年度末	令和6 年度末
市町村道						
改良率 (%)	2.21	5.22	7.98	11.70	11.70	15.67
舗装率 (%)	19.39	68.37	71.82	73.00	73.00	74.90
農道						
延長 (m)	2,343	2,343	5,251	5,192	5,192	5,192
耕地1ha当たり農道延長 (m)	2.71	4.79	11.69	12.60	14.19	15.12
林道						
延長 (m)	1,755	2,680	2,680	2,680	2,680	2,680
林野1ha当たり林道延長 (m)	1.35	2.03	2.03	2.03	2.03	1.98
水道普及率 (%)	91.26	90.16	96.00	96.37	98.06	98.37
水洗化率 (%)	0	0	68.6	86.3	92.8	94.67
人口千人当たり病院、 診療所の病床数 (床)	0	0	0	0	0	0

(4) 地域の持続的発展の基本方針

本村における過疎地域の持続的発展に関する基本方針は、明日香村総合計画との整合を図り、唯一無二の多様な歴史資産の豊かな自然環境の中で「くらし」や「なりわい」、「たたずまい」があるという明日香村の価値を最大限に活かし、様々なノウハウや考えを持った多様な人材が明日香村を支えるパートナーとして、みんなで地域課題を克服できる協働による村づくりにより、「いつまでも住み続けたい」そう思える夢ある村（くらしの環境づくり）と五感で体感出来る「明日香まるごと博物館」（活動・交流のむらづくり）を将来像とし、下記の基本方針により「持続可能な地域社会の形成」及び「地域資源等を活用した地域活力の更なる向上」を目指す。

『基本方針』

① 村民が「健康に暮らし、次代を担う子どもたちが育つ村づくり」

誰もが健康で夢を持って暮らせる環境や次代を担う人材が育つ環境をみんなで作っていく。

② 全村まるごとを活用した「活力ある村づくり」

村全体の景観や貴重な文化財をはじめとする村にある特徴的な資源を最大限に活用し、村全体が観光を基軸とし農・林・商・工の分野がそれぞれ活気づく活力ある村づくりを行う。

③ 「明日香らしいたたずまいを感じられる村づくり」

明日香らしい古都の「たたずまい」を感じられる歴史的風土を村民が、行政が、明日香村に関心を持つ方々が、それぞれの立場で自然の彩りの育成や歴史的文化的資源の見える化、文化の継承や創造に取り組む。

(5) 地域の持続的発展のための基本目標

(4)の基本方針に基づき、計画期間内に達成すべき計画全般に関わる基本目標を、転出者より転入者が多くなる人口社会増、及び、人が訪れ交流が生まれ経済が活性化する宿泊客数の増とする。

(6) 計画の達成状況の評価に関する事項

計画に基づく事業を年度毎に精査を行い、より有意義でより効率的な事業を展開する。達成状況については、庁内会議において評価を行う。

(7) 計画期間

計画期間は、令和8年4月1日から令和13年3月31日までの5箇年間とす

る。

(8) 公共施設等総合管理計画との整合

昭和40年から50年代に多くの施設が整備され、施設の大規模改修や建替えのピークを迎えている。その中で役場庁舎が築50年を経過し、耐震化も図られていないことから建て替え事業を終えた。公共建築物については、点検等により高度の危険が認められる施設については、安心・安全に利用できるよう維持修繕に早急に取り組むこととし、老朽化等により危険性が高く、また、利用率が極めて低い施設については、その機能を他の施設に複合化、集約化することにより廃止・撤去を検討するとともに、施設の重要度や劣化状況に応じて優先度をつけて、計画的に修繕・更新を行う。さらに、重大な損傷や致命的な損傷となる前に、予防的な修繕を実施することにより、健全な状態を維持しながら、長寿命化を図ることで、ライフサイクルコストの縮減を目指す。また、インフラ施設については、これまでの整備状況や補修履歴等を踏まえ、効率的・計画的に修繕・更新を行い予防保全に努め、長寿命化を推進していくなど、明日香村公共施設等総合管理計画における基本的な考え方と整合性を図りながら必要な事業を適正に実施する。

2 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成

(1) 現況と問題点

本村は、都市近郊に位置し、生活の利便性は特に劣っているとは言えないが、通学や就業を機会に若者は都市へ流出している。また、明日香法による土地利用規制や、住宅用地が少ないことから、定住を望む村民も村外へ流出するきっかけとなっている。その結果、人口は減少の一途を辿っている。

一方、本村への移住希望は多く、空き家バンク利用希望の登録者数は500人を超え、年間約300件の空き家相談を受けている。平成29年から行った土地区画整理事業による住宅地創出では、宅地すべての契約が早期に終了し、約8割が40歳未満の子育て世帯という新たな自治会が発足した。

空き家の事業活用についても増加傾向となっており、村民や村外の多様な事業者による利活用が行われている。村外企業からも、本村に関心を持っていただき、空き家や遊休地を活用した取組、人材派遣など連携をとることが増えつつある。

定住環境としては、幼小中一貫教育による教育の充実、子育てにおける医療や福祉の充実、若い世代の転入促進や職務環境の向上のための情報通信網の充実を重点的に行い、道路や上下水道の整備や公共交通の確保など生活しやすい環境づくりも行ってきたところである。

本村では定住を受け入れる住まいの確保が必要であるとともに、村内で定住や生業を行うために必要な魅力ある住環境の更なる充実が求められる。さらに、様々なノウハウや考えを持った多様な人材や組織が明日香村を支えるパートナーとして活躍してもらえる環境づくりが重要である。

(2) その対策

① 住まいの創出

本村の限られた市街化区域を有効に活用し、景観に調和した住宅地形成を誘導する。土地利用が抑制されている地域では、空き家を有効に活用し住まいの確保を図る。その際、集落支援員制度を活用し、集落の状況把握や既存集落及び空き家への転入支援を行う。

② 働く機会の創出

定住を促進するためには働く場の確保も必要である。世界文化遺産登録を見据え、地域資源を活用した「明日香まるごと博物館」づくりを進め、村内での消費額向上による地域経済の活性化を推進し、観光を基軸とした農・商・工の活性化により雇用機会の創出を図る。新たな商品造成や販路拡大、古民家や公共施設等を活用した商業施設の利用を促進するほか、官民連携によるにぎわいの街づくり推進や、ガバメントクラウドファンディング（GCF）による支援体

制構築、特定地域づくり事業協同組合制度の活用等により、雇用機会の創出を図る。

③ 住環境の充実

子育てに関する不安や負担を和らげる取組を進め、支援が必要な人へ適切なサービス、心身ともに健やかで個性豊かな子どもたちを育てるための明日香ならではの教育環境の充実、道路、公共交通、下水道、情報通信などの都市基盤の充実を継続して図る。そして、明日香ならではの教育や福祉施策、生活環境を積極的にPRし、定住促進に繋げる。

④ 交流による担い手確保

本村に関心を持ち、様々なノウハウや考えを持った多様な人材や組織が明日香村を支えるパートナーとして活躍していただけるよう、地域おこし協力隊や地域活性化起業人、地域プロジェクトマネージャー、ふるさと応援寄付金などの制度を活用し、交流による担い手確保に努める。また、情報通信網の充実により、テレワークやワーケーションの受け入れなど新たな働き方の創出を図る。

(3) 計画（令和8年度～12年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体
1 移住・定住・ 地域間交流の 促進、人材育 成	(4) 過疎地域持続 的発展特別事業	集落支援員制度活用事業	村
		地域おこし協力隊制度活用事業	村
		地域活性化起業人制度活用事業	村
		子育て世帯住宅新築助成事業	村
		定住促進事業	村
		集落景観の保全・創出事業	村
		雇用環境創出事業	村
		新たな滞在型観光地基盤整備	村
		多様な団体との連携事業	村
	GCF 支援事業	村	

(4) 公共施設等総合管理計画との整合

明日香村公共施設等総合管理計画との整合性を図りながら必要な事業を適正に実施する。

3 産業の振興

(1) 現況と問題点

① 農業

本村の農業は農作物の生産機能を担っているだけでなく、歴史的風土の保存において、極めて重要な役割を果たしているが、経営耕地面積が減少し、農地の2割が耕作放棄地となっている。基幹的農業従事者の約8割が65歳以上であり、後継者がいる農家は1割にも満たず、担い手不足が深刻な問題となっている。さらに、シカ・イノシシを中心とした有害鳥獣による営農被害が、農業者の生産意欲の低下に追い打ちをかけている。

新たな担い手を確保育成していくためには、関係人口の受入促進に向けた農村RMOの組成、また、農業収益を確保できる取り組みや事業継承の仕組みづくり等が必要であるとともに、高い販路機能を有する直売所・加工所・農家レストランの施設機能の維持向上、EC販売や宅配等の販路開拓・強化や、観光分野と連携した体験農園や農空間としての活用等の多様な展開を図ることで農業振興施策を講ずる必要がある。

表2-1 基幹的農業従事者数

(単位：人)

	15-19 歳	-29 歳	-39 歳	-49 歳	-59 歳	-64 歳	-69 歳	70- 歳	計	65歳以上 の割合
平成12年	0	1	5	22	48	36	47	145	304	63.2%
平成17年	0	1	2	16	48	36	47	163	313	67.1%
平成22年	0	2	3	10	33	38	45	174	305	71.8%
平成27年	0	0	13	5	22	41	51	136	268	69.8%
令和2年	0	1	8	11	15	18	56	110	219	75.8%

(資料：農林業センサス)

表2-2 総農家数と主副業別経営体数の推移

(単位：戸)

	総農家数	経営体数			
		計	主業経営体	準主業経営体	副業的経緯体
平成12年	619	0	47	103	259
平成17年	599	341	46	78	217
平成22年	584	313	37	86	190
平成27年	544	284	39	62	183
令和2年	485	235	31	35	169

※主副業別経営体数には自給的農家が含まれないため、総農家数と一致しない。

(資料：農林業センサス)

② 林業

本村では、スギ・ヒノキ等の人工林が民有林面積の約9割を占めている。森林所有者の経営規模は非常に小さく、林業を主業とする人は極めて少ない上に、従事者の高齢化や後継者不足、山林の作業効率の悪さによる木材の搬出コストアップや木材価格の低迷などにより、手入れの行き届かない森林が増加している。また、山麓部に分布する竹林の荒廃が目立ってきていることや、山林のほとんどが人工林であるため山の景観から四季を感じにくいといった課題がある。

一方、森林は、水源かん養、土砂流出の防止、生態系の維持、自然景観の保全など、多面的な公益機能を有しており、引き続き、計画的な森林施業（育林や除伐・間伐など）を実施するとともに、山麓部においては有害獣対策や景観対策として、広葉樹への転換による里山づくりや収益性の高い森林空間の利活用推進などを進めていく必要がある。

③ 商工業

商業については、近隣市町に大型店舗があるため、住民の多くが日用品を村外で購入する傾向にあり、人口減少も相まって小売業は少ない。また、都市計画法の土地利用規制により製造業や卸売業の事業拡大や新規参入が困難である。一方、業種別事業所数の約4割が、宿泊業・飲食業等のサービス業となっており、近年、空き家を活用した商業施設も増えつつある。

このことから、観光を基軸としたサービス業の発展による地域経済の活性化、及び、新たな雇用の創出、税財源の確保を図るため、企業誘致や新規事業者及び事業継承者等に対するサポートが必要である。

さらに、商工業者の多くが小規模経営であり、多様化する消費者ニーズやキャッシュレスなどのデジタル化に対応していくための経営体質の改善や設備の近代化が必要となっている。

④ 観光

本村の観光入込客数は約60万人、宿泊者数は1万人程度である。

村内には歴史の舞台となった宮跡・寺院・古墳などの文化遺産が数多く存在し、飛鳥川上流の棚田や万葉集にも詠われた自然環境などの資源がたくさんあるが、収益化につながる観光資源としての利活用推進が必要となっている。

観光は、物販、飲食、宿泊や農林業、工業など様々な業種に及ぶ裾野の広い産業であるため、観光を基軸とした地域活性化を図ることで、地域に幅広い経済効果をもたらすと同時に、村全体にとって非常に大きな波及効果が期待される。特に、滞在型観光の推進が、経済効果を向上させることを期待で

きるため、宿泊を伴う新たな観光コンテンツの造成や宿泊を中心とした受け入れ地環境整備が必要である。

また、奈良市と比較しても低い割合となっているインバウンド来訪者数や、減少傾向にある観光入込客数について、世界遺産登録を見据え、オーバーツーリズムを発生させない創意工夫、また、観光地経営における適切なアウトカム指標を設定した上で、効果的・効率的なプロモーションを行っていく必要がある。

表 2 - 3 明日香村の観光

	観光客数(千人)	宿泊客数(人)
昭和55年	1,670,000	30,835
昭和60年	979,563	19,923
平成2年	935,000	17,488
平成7年	788,000	14,058
平成12年	829,000	14,024
平成17年	669,000	8,823
平成22年	1,191,000	13,039
平成27年	804,000	18,407
令和2年	394,000	3,738

※平成22年は平城遷都1300年事業（奈良県）により増

※令和2年はコロナ禍の影響により減

(2) その対策

① 農林業

ア 農地を守る

明日香の歴史的風土を形成する重要な構成要素である農地は、農業従事者の高齢化と担い手・農業後継者の不足等を背景に、耕作放棄地が増加しており、その防止に向けて多様な関係人口の創出や新規就農者の育成、有害鳥獣対策、農業活動の負担軽減に向けた取組を展開し、飛鳥宮跡周辺を含む日本の原風景である里山や棚田などの歴史的風土を保全し、農地として持続的な活用を推進する。

特に、棚田や第一種歴史的風土保存地区における適正管理と有効活用に向けて、新たな農業生産体制や手法の検討・実践による農地保全を行うとともに、耕作放棄地が多く発生している条件不利地域での農地の適正管理と維持を図っていく。また、里山景観創出を図るため、樹種転換による「彩り」の演出に努める。

イ 農家を育てる

大規模農家や農業法人、認定農業者などの中心的農家の活動維持、また、大半を占めている兼業農家等が意欲を持って農業活動を継続できるよう、総

合的な農業支援に取り組んでいく。

また、新たな担い手として期待される村内非農家（潜在農家）や都市住民、民間企業等の「関係人口」の受け入れ促進に向けて、プラットフォーム機能を有する農村 RMO の組成を目指すとともに、新規就農者の育成・創出に向けて関係機関と連携した支援を継続して行っていく。

ウ 農業で稼ぐ

特産品である「いちご」の生産販売強化を後方支援するとともに、「米粉」を中心とした村内生産作物の6次産業化による高付加価値向上について、官民連携で取り組みを推進していく。

また、老朽化が顕著となっている直売所の機能充実・加工所・農家レストランの施設機能の維持向上に向けた改修や改善、駐車場整備などの機能向上に向けた取り組みを推進していく。

加えて、新たな農林業ビジネスに取り組む民間事業者等との連携を強化し、農業の新たな収益構造の構築を目指していく。

② 林業

森林が有する公益的機能を維持していくため、森林環境贈与税を活用し、中心経営体である明日香村森林組合に対する包括的支援を行うとともに、奈良県が実施する混交林誘導整備事業を中心とした間伐等の森林施業を継続的に実施する。

③ 商工業

ア 観光を基軸とした商工業の発展

地域ブランドの担い手となる商工事業者における経営・マーケティング・雇用・企業体質等の向上に資する支援及び金融機関や学校等との多様な連携を実施し、「飛鳥」の地域ブランド向上を図っていく。さらに、商工事業者だけではなく、地元団体、ステークホルダー、役場等で構成される官民連携プラットフォームを軸とした、地域が主体となった持続可能な取り組みを推進することで、地域全体のにぎわいの創出につなげていく。

イ 新規事業の推進

村内で新規事業や事業継承・拡大を行う者の実施意欲を高め、チャレンジショップなど実施を後押しするような支援を行うことで、それぞれの店舗等が来訪者の目的地になるような魅力的なモノ・コト消費の創出を行い、地域産業振興を図る。

④ 観 光

ア 観光資源の活用と地域振興

本村に数多く点在する貴重な文化資源を活用した文化観光を積極的に推進し、文化観光に訪れる来訪者をもてなす「明日香まるごと博物館」づくりにより、周遊手段の充実、収益性の高い体験型・滞在型観光事業の促進、交流人口の増加と滞在時間の延長を図ることで、観光を地域振興につなげる取組を行う。併せて、史跡地等の周辺におけるビューポイントの整備により、俯瞰できる視点場づくりをおこなうことで、周遊観光の魅力を高める。

また、夏・冬の閑散期における誘客促進に向けた取り組みを積極的に行うとともに、インバウンド誘客促進に向けたコンテンツ造成を行う。

加えて、民間事業者が主体となる活動について支援を行い、多様な観光地の魅力向上を図っていく。

イ 受入環境の充実と情報発信

「飛鳥・藤原の宮都」の世界文化遺産登録を見据え、「道の駅飛鳥」周辺における駐車スペースの確保やインタープリテーション施設等における案内機能の充実のほか、世界文化遺産構成資産候補等における史跡案内看板の更新や史跡周辺における視点場整備の推進、災害時の情報提供システムの検討・構築、現地で情報を受け取れる通信環境等の充実、駅前広場の防災機能の充実、オーバーツーリズム対策などを図り、来訪者が現地で安心して観光できる環境づくりを行うことで、地域消費の向上に繋げる。

また、世界文化遺産登録のほか、日本遺産の活用やベストツーリズムビレッジ認定などにより、地域のブランド力や持続可能性を向上し、各種メディア・エージェント等との関係性の強化や、SNSやモニターツアー、ファムトリップ等の手法を活用しながら国内だけでなく世界へのプロモーション展開による認知の向上を図る。

(3) 計画（令和8年度～12年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体
2 産業の 振 興	(1) 基盤整備 農業	ため池防災事業	村
		小規模農林業基盤整備事業	村
		農林産物等交流促進施設整備事業	村
	林業	混交林誘導整備事業	村
	(9) 観光又はレ クリエーショ ン	観光総合戦略推進事業	村
	(10) 過疎地域 持続的発展特 別事業	企業誘致促進事業	村
		日本型直接支払い事業	村
		担い手育成支援	村
		農村魅力づくり事業	村
		有害獣対策事業	村
		農村RMO事業	村
		観光振興事業	村
		農商工活性化支援事業	村
		観光活性化事業	村
		観光基盤整備事業	村
		歴史文化資源公開事業	村
		商工会支援事業	村
		中小企業資金融資事業	村
		世界遺産ガイドンス機能施設整備 事業	村
		道の駅機能強化事業	村
里山景観創出事業	村		
ローカル10,000プロジェクト事業	村		
直売所を核とした持続可能な農村 創出DX推進事業	村		
過疎地域持続的発展支援事業	村		

(4) 産業振興促進事業

(i) 産業振興促進区域及び振興すべき業種

本村は、産業振興及び雇用機会の拡大を実現するため、明日香法に基づく「第5次明日香村整備計画」により、次の方針で重点的に進めていく。

- ・飛鳥の歴史を体験できる歴史展示の推進
- ・農業・観光業の振興による雇用拡大等を通じた定住環境整備
- ・先端技術の活用を通じた新たな価値の創出

産業振興促進区域	業種	計画期間	備考
明日香村全域	製造業、農林水産物等 販売業、旅館業又は情報サービス業等	令和8年4月1日～ 令和13年3月31日	

(ii) 当該業種の振興を促進するために行う事業の内容
上記(2)(3)のとおり。

(5) 公共施設等総合管理計画との整合

明日香村公共施設等総合管理計画との整合性を図りながら必要な事業を適正に実施する。

4 地域における情報化

(1) 現況と問題点

平成27年度村独自調査で、光回線が敷設できないエリアが村東部南部の山間部に集中し、村全世帯の約2割、村面積の約半分であった。行政サービスでインターネットを利用する機会が多くなり、住民が利用できる環境が整っていないならば公平なサービスを提供することが難しいため、改善への取組を進めた。要因の一端となる木製の電柱を鋼管柱へと建替を進め、情報通信会社と協力しながら整備を行い、村全域で光回線が利用可能となった。

一方、本村では、役場庁舎内をはじめ、事業者や住民に至るまで、デジタル化の仕組みやデジタル化による情報共有や活用は、これからの課題となっている。また、働き方改革によるテレワークの構築や、世界遺産登録へ向けての地域のWi-Fi整備による情報の受発信や新たな観光施策、オーバーツーリズム対策の構築、防災対策、インフラ整備など、国が進めるDXを活用した社会は、本村のような過疎地域にとって有利な施策であり、積極的に推進する必要がある。

(2) その対策

情報のデジタル化を図ることで、情報の共有を推進し、その情報を活用できる仕組みや環境整備を推進することで、国が進めるデータとデジタル技術を活用した社会を目指し、住民サービスの向上を図るとともに、観光振興に繋げる。

また、防災及び災害に備え情報通信手段の充実・多様化や、世界遺産登録に対応できるガイダンス機能の充実を図る。

(3) 計画（令和8年度～13年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体
3 地域における情報化	(1) 電気通信施設等情報化のための施設	地域Wi-Fi整備事業	村
	(2) 過疎地域持続的発展特別事業	防災行政無線維持管理事業	村
		地域防災メール維持管理事業	村
		地域情報化支援事業	村
		ホームページ運営事業	村
	新たな技術を活用した歴史展示推進事業	村	

		歴史文化知的財産公開推進事業	村
		世界遺産ガイダンス機能整備事業	村

(4) 公共施設等総合管理計画との整合

明日香村公共施設等総合管理計画との整合性を図りながら必要な事業を適正に実施する。

5 交通施設の整備、交通手段の確保

(1) 現況と問題点

① 交通施設

南からの村の玄関口にあたる国道169号近鉄飛鳥駅前交差点では、交差点容量の不足から慢性的な渋滞が発生している。この飛鳥駅前交差点から北の耳成線に至るルートは、吉野方面と樫原、桜井方面を結ぶ幹線道路としての性格を有しており交通量が多く、朝夕には主要道路との交差点で渋滞が発生している状況であり、ルート沿いには、世界遺産構成資産候補が点在していることから今後さらに交通量の増加と渋滞の深刻化が予想され、幹線的な道路としての機能と安全確保のため道路管理の一元化が必要とされる。また、主要観光地や施設へのアクセス道路については、狭隘区間の解消が急がれる。

村道や周遊歩道においては、老朽化が進んでおり、利用状況の変化等に対応し、交差点や橋梁も含め安全性の確保や改修が必要である。また、安全対策として、沿道の除草など維持管理を継続していく必要がある。

② 交通手段

超高齢化の進展に伴い、交通弱者が増加することを踏まえ、通院や買い物のための交通手段の確保を図ってきた。

また、本村では、国営飛鳥歴史公園内の施設整備や宿泊施設の開業などが予定されており、新たなサービス施設に対応した交通手段の見直しが必要である。

さらに、歴史文化観光を推進する本村では、文化資源を周遊できる交通手段の確保と併せて、村民と来訪者の双方にとって利便性が高く地域実態や社会情勢に応じた持続可能な公共交通体系の構築が求められている。

(2) その対策

① 交通施設

国道169号及び県道については、交通渋滞緩和、歩行者等の安全確保及び交差点の安全対策の観点から、道路拡幅、右折レーンの確保、狭隘・線形不良区域の改良及び交通安全施設の整備について国・県との連携を図る。

村道については、地域の実情に応じて舗装修繕を行うとともに、安全に配慮した日常管理を継続して行う。また、観光周遊施設として村内唯一の鉄道駅である近鉄飛鳥駅に隣接する「道の駅飛鳥」では、鉄道とバス・自動車・自転車といった交通が結節する村の玄関口として、管理体制の構築と利用しやすい環境づくりを継続して行うとともに、飛鳥駅前周辺における機能充実に向けた整備の検討と併せて駐車場整備の検討を行う。

また、老朽化の進んでいる飛鳥周遊歩道については、管理方法の検討や順次改良を行う。橋梁については、調査・点検を継続して行い、計画的に安全に配慮した修繕を行う。

② 交通手段

高齢化に伴う交通弱者の増加に対応するため、地域公共交通サービス網の維持確保に努めるとともに、通院や買い物などのニーズに応えられる乗合交通の継続と併せてオーバーツーリズムに対応した仕組みづくりを行う。

また、国営飛鳥歴史公園内の施設や、新たな宿泊施設などへの対応や歴史文化観光資産を周遊できる仕組みづくりを検討し、取組を進める。

さらに、広域的な視点を踏まえ、バスやタクシー、レンタサイクルだけでなく、自動運転や電動モビリティなどの先進技術を活用した移動サービスも活用し、生活交通と観光交通双方のサービス向上を目指す。

(3) 計画（令和8年度～12年度）

持続的発展 施策区分	事業名	事業内容	事業 主体	
4 交通施設 の整備、交 通手段の確 保	(1)市町村道の整備 道路	道路維持事業	村	
		舗装修繕事業	村	
		道路改良事業	村	
		道路拡幅事業	村	
		ネットワーク道路整備事業	村	
		橋梁 長寿命化事業	村	
		橋梁 その他	公園維持管理事業	村
		飛鳥駅前周辺整備事業	村	
	(9)過疎地域持続的 発展特別事業	デマンド乗合交通運行事業	村	
		駅前広場維持管理事業	村	
		道路除草等維持管理事業	村	
		自動運転運行事業	村	
		公共交通体制整備事業	村	

(4) 公共施設等総合管理計画との整合

明日香村公共施設等総合管理計画との整合性を図りながら必要な事業を適正に実施する。

6 生活環境の整備

(1) 現況と問題点

① 上下水道施設

上下水道については、村民生活を支えるライフラインであり、安心して利用できる水の安定供給と、家庭雑排水の衛生的な処理や公共水域の汚染防止が求められている。また、災害に強い施設及び設備の整備を進めていく必要がある。概ね整備が進んできた中、施設の老朽化、耐震化対策が必要となっている。

表3 下水道の状況（公共施設状況調査）

区分	平成22年	平成25年	平成27年	平成30年	令和3年	令和6年
下水道普及率（％）	89.7	94.5	96.8	97.0	97.2	97.7

② 廃棄物・し尿処理

本村はゴミ焼却施設を持っていないため、可燃ゴミについては、焼却を近隣市に委託し処理を継続していく必要がある。また、廃棄物の発生抑制・排出抑制・再生利用・再資源化による循環型社会を目指す必要がある。

し尿処理については、下水道の普及に伴い収集量は減少しているが、し尿処理施設を持っていないため、樫原市に処理委託し、公共下水道区域外などへの一部汲み取り、陸上処理を継続して行う必要がある。

③ 消防・防災・防犯

村民が安心して生活できる環境をつくるため、消防においては、常備消防の継続した設置及び非常備消防の組織の維持が必要である。防災においては、災害対策機能の拠点として緊急避難広場を設けた新庁舎を中心とした公共施設の有効活用と村内各所への防災備蓄品の分散、備蓄の確保等が求められるとともに、自助共助の行動浸透にかかる取り組みが必要である。また、災害発生に備え急傾斜地の整備や避難時の防災備蓄品の確保が求められる。防犯については、村民の安全を確保するため、地域の防犯力の向上を図る必要がある。

(2) その対策

① 上下水道施設

飲料水供給施設の適正な維持管理を行い安全で安定した水を供給するとともに、老朽化に伴う配水管の更新を計画的に実施する。

また、公共水域の水質保全のため、公共下水道整備区域においては、施設の適正な維持管理と老朽化した施設の更新を行うとともに、区域外について

は合併処理浄化槽の普及拡大に努める。

② 廃棄物・し尿処理

可燃ゴミについては、本村で収集を行い、焼却を橿原市に委託した処理を継続して実施する。資源ゴミ等については、本村で収集分別を行い、再資源化と適正処理を行っていく。

また、し尿処理については、下水道の普及に伴い収集量は減少しているが、公共下水道区域外などは、汲み取り後、橿原市に処理委託し、本村が陸上処理を継続して行う。

③ 消防・防災・防犯

消防力の向上を図るため、常備消防においては広域で継続して維持を行い、非常備消防においても組織の維持を図るとともに、防火水槽など必要な整備を行う。

また、防災に不可欠な情報把握と発信を適切に行う体制整備と、土砂災害ハザードマップの配付、避難訓練の実施などにより、地域の防災体制の支援の充実を図る。

さらに、災害発生時の被害を最小限にとどめるため、急傾斜地の整備促進や集落内水路等の改修、を行うとともに、防災無線の維持や避難所の設備・物資の確保、自主防災組織の育成や被災時に向けた訓練等による災害時の危機管理に努める。また、災害発生時に事業継続や必要な災害対応ができる拠点施設として新庁舎の具体的な有効活用を検討し、防災力の強化を図る。

さらに、空き家については、空き家発生抑制、流通や活用の促進、所有者による適切な管理の推進、管理不全空き家や特定空き家に関する措置など、対策を推進する。

加えて、防犯カメラや防犯灯の設置による地域の防犯力向上を図る。

(3) 計画（令和8年度～12年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	
5 生活環境の整備	(1) 飲料水供給施設	飲料水供給施設管理事業	村	
	(2) 下水処理施設 公共下水道	下水道維持管理事業	村	
		下水道施設整備事業	村	
		下水道施設更新事業	村	
	その他	合併処理浄化槽設置補助	村	
		(3) 廃棄物処理施設 ゴミ処理施設 し尿処理施設	廃棄物処理施設整備事業	村
			塵芥収集車購入事業	村
			し尿処理委託	村
	(5) 消防施設	非常備消防整備事業	村	
		奈良県広域消防組合負担金	村	
		防火水槽設置事業	村	
	(7) 過疎地域持続的 発展特別事業	住宅・建築物耐震改修促進事業	村	
		自主防災組織育成事業	村	
		災害対策事業	村	
		地域防犯推進事業	村	
		塵芥処理事業	村	
		し尿処理委託	村	
		急傾斜地崩壊対策事業	村	
		飲料水供給施設維持管理事業	村	
		非常備消防運営事業	村	
空き家対策推進事業		村		
(8) その他	河川整備事業	村		

(4) 公共施設等総合管理計画との整合

明日香村公共施設等総合管理計画との整合性を図りながら必要な事業を適正に実施する。

7 子育て環境の確保、高齢者等の保健・福祉の向上及び増進

(1) 現況と問題点

① 高齢者福祉

団塊の世代が全て75歳以上となり、より一層、高齢者が健康で自立した生活を送るためには、生活レベルを高める医療と介護の一体化、自立した生活への一貫したリハビリテーションの体制など医療と介護の連携した体制が必要である。また、終末期においてケアや看取りを含めた在宅医療と介護の連携も求められる。一方、日常の生活の自立支援や社会活動への意欲的な参加を効果的に支援するとともに、専門職種の確保や地縁団体、ボランティアなど担い手となる仕組みといった、トータルケア体制整備の需要が高まっている。また、高齢者自身も地域社会に参画し、生活支援等の担い手となることが期待される。

② 障がい者福祉

障がいのある人が、住み慣れた地域や家庭の中で、明るく、充実した日々を送ることができ、その尊厳を保持し、心豊かな人生を過ごすことができるような村をつくっていくことが重要である。障がい者（児）福祉では、障がい者（児）とその家族が生きがいや目標をもって生き生きと暮らすことができるように、サービスの提供、相談支援、生活に必要な独自サービスなど総合的に支援するとともに、障がいのある人もない人も共に暮らしやすいユニバーサルデザイン化を進める必要がある。

③ 児童福祉・子育て支援

本村の子育てを取り巻く環境は、少子高齢化や核家族化の進展、女性の社会進出等を背景に大きく変化している。子育てを取り巻くこのような環境の変化に柔軟に対応し、子どもを心身ともに健やかに育てるためには、家庭、地域、学校等を含めた地域や社会全体で子育てを支える環境づくりを進める必要がある。

④ 健康づくり

本村では、すべての村民が生涯に渡って生活の質の向上や生活習慣の改善によって『住み慣れた場所で、生きがいをもち、健康で長生きすること』を目指し、医療連携事業に着手し、重病化予防（二次予防）を中心とした、健康づくり事業を推進してきた。さらに、後期高齢者を対象に健康づくりと介護予防の一体化事業に取り組むを展開している。今後も、これまでの基本的な考え方を踏まえ、特定健診やがん検診等の継続受診の支援と運動習慣の実践と

定着、食生活の改善、歯の健康づくり等、生活習慣を見直し、健康の保持・増進に努める発症予防（一次予防）の充実・強化および健康不明者に対する支援に努め、健康寿命の延伸とがん・循環器死亡率や医療費の低減に向けての取組が必要である。また、設置から25年以上が経過する健康福祉センターの老朽化への対応や将来を見据えた機能再編が必要となっている。

（2） その対策

① 高齢者福祉

高齢者のニーズを捉え、自発性を充分尊重しながら、困りごとについて相談支援を行いながら介護保険事業の円滑で安定的な運営を実施する。また、認知症などの理解を深め、見守りの強化や交流の場の整備を促進する。さらに、独居や高齢者世帯など自立した生活の質を確保するために、買い物サポートや移動支援などのサービスの充実を図る。一方、奈良県立医科大学との連携により、フレイル予防対策に努めるとともに、ボランティア養成講座などにより高齢者の活動の場を拡大し、活動的で生きがいに満ちた「活動的な85歳」を実現することを目標に、高齢者の就労や様々な社会活動へ参加できるように、高齢者の積極的な社会参加を促進する。これから、どう生きるかについて考える機会を持ち、介護が必要になった場合、利用者や家族が安心して介護サービスが利用できるように、適切なケアマネジメントを行い、各専門職や各施設・事業所と連携し、家族等の負担の軽減になるサービス提供を推進し、困りごとを気軽に相談できるよう地域包括支援センターに専門職種を配置し、サービス基盤の確保に努める。

② 障がい者福祉

障がい者（児）とその家族の方が、尊厳を持ち心豊かな人生を過ごすことができるよう、村内事業所など多機関と連携し、適切なケアマネジメントを行い、支援やサービスを提供できるよう努める。

また、就労支援や相談支援、権利擁護などについて広域的な協議を重ね、支援サービスの拡充や質の向上を進めるとともに、サービス情報の周知に努める。特別支援を要する児童・生徒への教員加配などの独自支援を継続して行う。

③ 児童福祉・子育て支援

身近な地域で子育てに関する相談や指導、また、保護者同士、子ども同士が交流を図れる場の提供を行うとともに、子育て世帯が地域で孤立することがないように、また、ニーズに応じた支援が受けられるよう、関係機関・団体等とのネットワークづくりを進め、子育て支援サービスの充実を図る。

子どもが健やかに育つ基礎・家庭環境を形成するため、妊娠期からころとからだの支援を推進し、母子の健康確保への支援や感染症対策の推進、子育て情報や相談体制の充実、利用しやすい預かり事業の充実、小児医療体制の確保を図る。また、多子世帯の経済的負担の軽減など子どもを産み育てるための経済的・心理的な不安の解決に向けた支援や認定こども園化、居場所づくりなど保護者が安心して子育てができるために、こども家庭センターに専門職種を配置するなどセンター機能の整備を図る。

また、「郷土明日香に誇りを持ち、自らの生き方を切り開くたくましい子どもの育成」、「夢に向かって力強く生きていく意欲のある人づくり」を行う幼小中12年間を見通した一貫性のある教育課程の充実や、地域住民参画のもと、学校教育活動の支援・家庭における教育力の向上と子どもを産み育てやすい環境づくりの充実を図る。

④ 健康づくり

若年からの健診事業の実施や未受診者勧奨、コールリコールなど早期から健（検）診受診を啓発し、要介護状態や早世の原因となる疾患を早期に発見し、早期に治療に繋げることで重症疾患の抑止に努め、健康寿命の延伸を図る。また、生活習慣病の発症を抑制するために、身体活動の向上や栄養改善を支援する専門職種や他機関と連携した発症予防の取組を推進する。さらに、健康的な生活が送れるよう、乳幼児から高齢者に至るまでのライフステージに合わせ、健康管理意識の向上を図るための啓発活動、気軽に健康づくりができる「総合型地域スポーツクラブ」による体力づくり、生活に身近な場所での「健康ステーション」活動等の健康づくりを推進する基盤づくりを行う。さらに、毎年、猛暑による熱中症対策について、熱中症予防プロジェクトを展開し、各関係機関や地縁団体、各種教室へ講習会を開催するとともにクーリングシェルターなどの開設と運営の普及に務める。

健康福祉センターは、健康や医療、福祉などの複合施設であり、その役割は、多世代交流の場であるとともに、住民の健康、介護、医療、地域福祉の需要を担う重要な、トータルケアステーション拠点となる健康福祉センターの機能見直しや改修を進める。

(3) 計画（令和8年度～12年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体
6 子育て環 境の確保、高 齢者等の保 健及び福祉 の向上及び 増進	(7)市町村保健センター	健康福祉センター改修事業	村
	(8)過疎地域持続的発展 特別事業	出産祝い金給付事業	村
		社会福祉協議会運営助成事業	村
		健康福祉センター管理運営事業	村
		シルバー人材センター運営助成事業	村
		自立支援給付事業	村
		地域生活支援事業	村
		児童福祉支援事業	村
		幼保連携型認定こども園整備事業	村
		健康増進事業	村
		がん検診事業	村
		母子保健事業	村
		予防接種事業	村
		入学祝金事業	村
		出産育児一時金事業	村
		重層的支援体制整備事業	村
		地域支援事業	村
		買い物支援事業	村
		福祉タクシー助成事業	村
生活困窮支援事業	村		
老人クラブ活動事業	村		

(4) 公共施設等総合管理計画との整合

明日香村公共施設等総合管理計画との整合性を図りながら必要な事業を適正に実施する。

8 医療の確保

(1) 現況と問題点

超高齢社会を迎える中で、安心して医療を受給できるよう、国民健康保険、後期高齢者医療保険、介護保険等公的保険制度を安定的に運営する必要がある。

また、村では、村内医療機関と連携し、かかりつけ医である一次医療の役割を確保しながら、病診連携により、在宅医療や終末期ケアの需要も多く、退院支援や日常生活のケア、緊急時対応など医療と介護がトータルにつながる診療所の体制が必要である。さらに、救急医療体制においては、安心・安全な救急医療を提供できる体制が必要であり、二次救急や休日夜間診療所の広域連携を実施している。引き続き、樫原・高市地区の救急医療体制を確保していく必要がある。

(2) その対策

安心できる医療環境づくりを進めるため、国民健康保険直営診療所の健全な医療運営を目指し、外来における総合診療と併せて、往診によるがん末期や慢性疾患などの医療依存度の高い医療管理も行い、在宅介護医療体制の連携を図る。また、自立した生活を送るためにフレイル予防も含めた一貫したリハビリテーションの確保により、社会活動の継続支援が必要である。

また、健康部局との連携により、特定健診や特定保健指導の実施・受診率を上げるとともに、国民健康保険診療所と連携し生活習慣病の予防を推進することで、増大する医療費の適正化を図る。

(3) 計画（令和8年度～12年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体
7 医療の確保	(3) 過疎地域持続的 発展特別事業	休日夜間応急診療所分担金	村
		二次救急分担金	村
		産婦人科一次救急負担金	村
		国保診療所運営事業	村
		在宅医療と介護を含めた拠点整備事業	村

(4) 公共施設等総合管理計画との整合

明日香村公共施設等総合管理計画との整合性を図りながら必要な事業を適正に実施する。

9 教育の振興

(1) 現況と問題点

① 学校教育

本村の小・中学校では少子化が進み、児童・生徒数の減少が課題となっている。これにより、子どもの課外活動機会の減少や教員数の削減といった問題が生じている。また、老朽化した学校施設の計画的な改修やスクールバスの維持など、子どもたちが安心して学べる環境整備も不可欠である。

令和8年度から幼稚園が幼保連携型認定こども園の改修が始まり、令和9年度の開園を目指している。これにより、本村では乳幼児期から就学前までの教育・保育が切れ目なく提供できるようになり、保護者の多様なニーズに応えられる体制整備を図り、幼保連携型認定こども園への移行後も、以下の点において継続的な取り組みと新たな課題への対応が必要である。

一体的な教育・保育の質の維持向上

幼稚園と保育所の機能を併せ持つことで、それぞれの専門性を活かしつつ、質の高い教育・保育を一体的に提供していく必要がある。教職員の専門性向上や連携強化が引き続き重要である。

地域子育て支援拠点としての機能強化

認定こども園は地域の子育て支援の拠点としての役割も担う。子育て相談機能の充実や、地域住民が気軽に利用できる交流の場の提供など、地域における子育て支援の中核（ハブ）としての機能をさらに強化していく必要がある。

多様なニーズへの対応と環境整備

働き方の多様化や家庭環境の変化に対応し、預かり時間の柔軟化や、特別な支援を必要とする子どもたちへのきめ細やかな対応など、より一層多様なニーズに応えられる体制と環境を整備していく必要がある。

一方、本村では小規模校の利点を活かし、発達段階に応じたきめ細やかな指導と、本村ならではの特色ある教育を推進している。具体的には、施設分離型 幼小中一貫教育や、地域と連携するコミュニティスクールとしての学校運営、さらには村産食材を活用した食育にも力を入れている。

今後は、豊かな人間性を育むため、幼児期の感性教育や明日香に根差した国際人の育成を継続するとともに、ICTを活用したデジタル社会に対応できる人材育成に努める必要がある。これに加え、地域住民との連携をさらに強化し、地域全体で子どもたちの学びを支える仕組みを構築する必要がある。また、子どもたちが将来を見据え、自らの可能性を広げられるよう、体験活動を重視したキャリア教育の充実にも新たにに取り組む必要がある。

表4 小中学校の状況

	小学校		中学校	
	児童数(人)	学級数(学級)	生徒数(人)	学級数(学級)
平成2年	594	21	309	11
平成7年	537	18	291	11
平成12年	387	15	254	10
平成17年	303	15	172	8
平成22年	267	13	147	8
平成27年	242	13	120	7
令和2年	248	15	113	8
令和7年	228	14	115	8

4月1日現在

※学級数は、特別支援学級数を含む

② 社会教育

本村は、公民館を拠点として、村民だれもが生涯にわたり、学習する機会を得ることができ、健やかで生きがいのある生活を安心して送ることができる、地域ぐるみで支え合う村を目指している。

図書室機能については、読書の楽しさや喜び、発見等を提供するとともに、郷土の情報発信を広く内外に向けて行い、交流の場として、機能充実とユニバーサルデザインに対応できるよう整備をした。

また、子どもから高齢者まであらゆる世代がスポーツを親しめる機会を提供するため、近隣公園の整備、多彩なスポーツイベント・スポーツ教室の開催や総合型地域スポーツクラブの育成を図ってきた。

(2) その対策

① 学校教育

学校教育においては、まず、必要な教員数の確保、教育相談体制や特別支援教育体制の充実、および ALT（外国語指導助手）の適切な配置を通じて、子どもたち一人ひとりに寄り添った教育環境を整備する。また、幼保連携型認定こども園、小・中学校、給食センターなどの計画的な施設改修を進め、子どもたちが安全かつ快適に学べる場を提供する。さらに、遠隔地からの通学負担を軽減するため、通学バス・園バスの運行を継続し、教育機会の均等を図る。

一方で、本村ならではの強みとして、幼保連携型認定こども園から中学校までの連続したカリキュラムと教師間の密な連携を活かした幼小中一貫教育を一層推進する。これにより、学力向上はもちろんのこと、コミュニケーション力を高める言語力の向上を図り、さらに郷土に深い関心を持つ子どもたちの育成を目指す。地域に開かれた学校運営を目指し、村立学校コミュニティスクールとして一つの学校運営協議会を設置し、地域とともにある学校運営を実現する。

今後は、デジタル化社会に対応した ICT 環境の整備と、それらを活用できる人材育成をさらに強化する。これにより、子どもたちが情報活用能力や創造性を育み、未来を生き抜く力を養う。加えて、**総合型地域スポーツクラブとの連携を深め**、子どもたちの体力向上と、多様な**課外活動の機会を創出**していく。これにより、子どもたちの豊かな人間性を育み、心身ともに健やかな成長を促す。

幼保連携型認定こども園においては、乳幼児期からの発達段階に応じた教育・保育を推進する。これにより、就学前から子どもたちが多様な体験を通じて社会性を育み、学びへの意欲を高める土台を築く。また、幼保連携型認定こども園と小・中学校との連携をさらに密にし、**幼小中一貫教育**のさらなる深化を図る必要がある

また、文部科学省が重視する視点として、子どもたちが自身の未来を主体的に考え、社会で活躍できる力を養うため、体験活動を軸としたキャリア教育の充実に新たに取り組む必要がある。地域の多様な人材や資源を教育活動に積極的に取り入れ、子どもたちが様々な仕事や生き方に触れる機会を創出していく必要がある。特に、幼保連携型認定こども園の段階から、子どもたちが地域社会とのつながりを意識し、将来への好奇心を育むような活動を導入していく必要がある。

② 社会教育

村民誰もが生涯にわたって学習できる公民館は、そのあり方を検討しながら、必要な改修を計画的に進める。少子高齢化が進む本村でも、あらゆる世代がスポーツに親しめる機会を提供するため、総合型スポーツクラブの継続支援を行うとともに、近隣公園などの体育施設を活用したスポーツイベントを開催する。加えて、住民が交流できる施設の整備を進める。

(3) 計画（令和8年度～12年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体
8 教育の振興	(1) 学校教育関連施設 給食施設	学校施設環境整備事業	村
		学校給食センター改修事業	村
	(3) 集会施設、体育施設等 集会施設 図書館	住民交流施設整備事業	村
	(4) 過疎地域持続的発展特別事業	教育内容等充実事業	村
		飛鳥ハーフマラソン事業	村
		スクールバス運行事業	村
		幼保連携型認定こども園整備事業	村

(4) 公共施設等総合管理計画との整合

明日香村公共施設等総合管理計画との整合性を図りながら必要な事業を適正に実施する。

10 集落の整備

(1) 現況と問題点

本村は、全村が明日香法の対象地域であり、古都法による土地利用規制や風致地区条例、景観条例による集落景観の誘導を行い、住民の理解と協力のもと、明日香らしい景観創出を図るとともに、集落のコミュニティを担ってきた伝統行事などの生活習慣が相まって、歴史的風土と称され、約45年にわたり歴史的風土の保存を図ってきた。一方で、景観誘導による住民負担の増加や少子高齢化に伴う集落人口の減少により、集落コミュニティを保つことが難しくなりつつある。

(2) その対策

良好な景観形成の誘導に努め、快適で住みやすい集落づくりを行うため、景観創出に伴う住民の負担軽減を継続して行う。

また、集落を維持し、活性化させるため、地域が行う伝統行事の運営や歴史的風土維持・保存に対する活動に対し、集落が主体的に取り組む事業を積極的に支援する。

さらに、空き家への移住や地域おこし協力隊による地域協力活動の実施、集落支援員の活動を通じて、定住促進を図るとともに、市街化区域においては、住宅地形成の誘導を行い、定住できる空間の創出を図る。

(3) 計画（令和8年度～12年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体
9 集落の整備	(2) 過疎地域持続 的発展特別事業	明日香村にふさわしい景観創出事業	村
		歴史的風土保存対策事業	村
		集落コミュニティ育成・活動事業	村
		集会所の建設及び改修事業	村
		夏祭り補助事業	村
		空き家・古民家活用	村
		里山景観創出事業	村

(4) 公共施設等総合管理計画との整合

明日香村公共施設等総合管理計画との整合性を図りながら必要な事業を適正に実施する。

11 地域文化の振興等

(1) 現況と問題点

本村には、数多くの貴重な歴史的文化的遺産が存在する。これまでも目的に応じて、宮殿や、古墳・寺跡等の史跡整備及び解説板の設置などの整備を行ってきたが、これらの資源を地域振興に有効活用出来ている状況ではない。「明日香まるごと博物館づくり」を掲げる本村としては、文化資源を地域振興に有効活用し、歴史文化観光を推し進める必要がある。

また、歴史的文化的資源の中には、古墳などの遺跡だけではなく、今まで本村で受け継がれてきた伝統行事や近世の集落景観などもあり、本村の特徴を次世代に継承していく必要がある。

さらに、本村の文化力を高める取組や、文化芸術による村の魅力発信により地域振興を進める必要がある。

令和7年1月には、国により世界遺産登録に向けてユネスコへ推薦書が提出された。

(2) その対策

本村には、国家基盤が形成された飛鳥時代の重要遺跡やそれらを裏付ける出土品や文献が数多くあることから、国・県・村の役割分担のもと適切な調査・保存を行い、「今は見えない」文化財を「見える化」や復元を行うことにより、観光ツアーや体験プログラム、各種情報発信と連携し、地域振興に寄与する取組を推進する。

また、近世の集落景観においては、歴史的な価値を検証するとともに、近世の文化資源として、伝統行事とともに継承し、地域振興への活用を図っていく。

さらに、公民館を中心に活動する各種団体・サークルの発表や、次世代を担う子どもたちによる芸能発表など機会の提供を行うとともに、村内在住の芸術作家を中心とした展覧会の開催や村外在住の芸術家が本村に滞在し、本村の魅力を、作品を通じて発信することで誘客を図るなど、文化の香るむらづくりと来訪者も含めた他世代にわたる交流を促進する。

世界遺産登録を見据えて、ガイドンス機能の整備や案内板の整備、史跡周辺における視点場整備の検討及び整備を推進するとともに、散策マップやAR・VRを活用したコンテンツの制作、伎楽の再現による文化観光の推進などインタープリテーション戦略を図る。

(3) 計画（令和8年度～12年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体
10 地域文化の 振興等	(1) 地域文化振興施設等	古代飛鳥再現事業	村
		中尾山古墳整備事業	村
		真弓鐘子塚古墳整備事業	村
	(2) 過疎地域持続的 発展特別事業	世界遺産登録推進事業	村
		芸術文化事業	村
		歴史的風土の担い手育成事業	村
		歴史文化資源調査事業	村
		史跡地維持管理事業	村
		飛鳥宮跡等保存活用事業	村
		遺跡発掘調査事業	村
		史跡・名所の維持管理事業	村
		飛鳥の魅力発信事業	村
		歴史文化資源公開事業	村
		世界遺産機運醸成事業	村
		世界遺産ガイドンス機能施設整備 事業	村
周遊視点場整備事業	村		

(4) 公共施設等総合管理計画との整合

明日香村公共施設等総合管理計画との、整合性を図りながら必要な事業を適正に実施する。

12 その他地域の持続的発展に関し必要な事項

(1) 現況と問題点

本村の行政規模を踏まえると、近隣市町村との連携の下、行政サービスの維持・向上に努めることが効率的である。飛鳥広域行政事務組合（橿原市・高取町・明日香村）、飛鳥ナンバー協議会（橿原市・高取町・田原本町・三宅町・明日香村）、世界遺産「飛鳥・藤原」登録推進協議会（奈良県・橿原市・桜井市・明日香村）のほか、観光振興の展開や、広域消防防災体制の確立、救急医療体制の充実、し尿・ゴミ処理等の環境衛生事業の効率化等を進めている。

また、本村の抱える課題を克服するためには、様々なノウハウや考えも持った多様な人材と手を組み、明日香村を支えるパートナーとして共に取り組みを行っていきける環境づくりが必要である。

(2) その対策

広域的な行政体制を積極的に行い、効率的で効果的な取組を行う。また、大学や企業との連携協定等によりノウハウや人材を積極的に活用し、本村の抱える課題を克服していく体制づくりを行う。

(3) 計画（令和8年度～12年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体
13 その他地域の持続的発展 に関し必要な 事項	過疎地域持続的発展 特別事業	飛鳥広域行政事務組合負担金	広域行政事務組合
		飛鳥ナンバー協議会	飛鳥ナンバー協議会
		世界遺産「飛鳥・藤原」登録推進協議会	世界遺産「飛鳥・藤原」登録推進協議会

(4) 公共施設等総合管理計画との整合

明日香村公共施設等総合管理計画との整合性を図りながら必要な事業を適正に実施する。

計画（令和8年度～令和12年度） 過疎地域持続的発展特別事業分

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
1 移住・定 住・地域間 交流の促 進、人材育 成	過疎地域持 続的発展特 別事業	集落支援員制度活用事業	村	本事業は、 地域の持続 的発展に寄 与し、将来 に効果を及 ぼすもので ある
		地域おこし協力隊制度活用事業	村	
		地域活性化起業人制度活用事業	村	
		子育て世帯住宅新築助成事業	村	
		定住促進事業	村	
		集落景観の保全・創出事業	村	
		雇用環境創出事業	村	
		新たな滞在型観光地基盤整備	村	
		多様な団体との連携事業	村	
		GCF 支援事業	村	
2 産業の振 興	過疎地域持 続的発展特 別事業	観光総合戦略推進事業	村	
		企業誘致促進事業	村	
		日本型直接支払い事業	村	
		担い手育成支援	村	
		農村魅力づくり事業	村	
		有害獣対策事業	村	
		農村RMO事業	村	
		観光振興事業	村	
		農商工活性化支援事業	村	
		観光活性化事業	村	
		観光基盤整備事業	村	
		歴史文化資源公開事業	村	
		商工会支援事業	村	
		中小企業資金融資事業	村	
		世界遺産ガイド機能施設整備 事業	村	
		道の駅機能強化事業	村	
		里山景観創出事業	村	
		ローカル10,000プロジェクト事業	村	
		直売所を核とした持続可能な農村 創出DX推進事業	村	
		過疎地域持続的発展支援事業	村	

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
3 地域にお ける情報化	過疎地域 持続的発 展特別事 業	防災行政無線維持管理事業	村	本事業は、 地域の持続 的発展に寄 与し、将来 に効果を及 ぼすもので ある
		地域防災メール維持管理事業	村	
		地域情報化支援事業	村	
		ホームページ運営事業	村	
		新たな技術を活用した歴史展示推進 事業	村	
		歴史文化知的財産公開推進事業	村	
		世界遺産ガイダンス機能整備事業	村	
4 交通施設 の整備、交通 手段の確保	過疎地域 持続的発 展特別事 業	デマンド乗合交通運行事業	村	本事業は、 地域の持続 的発展に寄 与し、将来 に効果を及 ぼすもので ある
		駅前広場維持管理事業	村	
		道路除草等維持管理事業	村	
		自動運転運行事業	村	
		公共交通体制整備事業	村	
5 生活環境 の整備	過疎地域 持続的発 展特別事 業	住宅・建築物耐震改修促進事業	村	
		自主防災組織育成事業	村	
		災害対策事業	村	
		地域防犯推進事業	村	
		塵芥処理事業	村	
		し尿処理委託	村	
		急傾斜地崩壊対策事業	村	
		飲料水供給施設維持管理事業	村	
		非常備消防運営事業	村	
		空き家対策推進事業	村	
6 子育て環 境の確保、 高齢者等の 保健及び福 祉の向上及 び増進	過疎地域 持続的発 展特別事 業	出産祝い金給付事業	村	
		社会福祉協議会運営助成事業	村	
		健康福祉センター管理運営事業	村	
		シルバー人材センター運営助成事業	村	
		自立支援給付事業	村	
		地域生活支援事業	村	
		児童福祉支援事業	村	
		幼保連携型認定こども園建設事業	村	
		健康増進事業	村	
		がん検診事業	村	
		母子保健事業	村	

		予防接種事業	村	
		入学祝金事業	村	
		出産育児一時金事業	村	
		重層的支援体制整備事業	村	
		地域支援事業	村	
		買い物支援事業	村	
		福祉タクシー助成事業	村	
		生活困窮支援事業	村	
		老人クラブ活動事業	村	
7 医療の確保	過疎地域 持続的発展 特別事業	休日夜間応急診療所分担金	村	
		二次救急分担金	村	
		産婦人科一次救急負担金	村	
		国保診療所運営事業	村	
		在宅医療と介護を含めた拠点整備事業	村	
8 教育の振興	過疎地域 持続的発展 特別事業	教育内容等充実事業	村	
		飛鳥ハーフマラソン事業	村	
		スクールバス運行事業	村	
		幼保連携型認定こども園整備事業	村	

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
9 集落の整備	過疎地域 持続的発展 特別事業	明日香村にふさわしい景観創出事業	村	本事業は、地域の持続的発展に寄与し、将来に効果を及ぼすものである
		歴史的風土保存対策事業	村	
		集落コミュニティ育成・活動事業	村	
		集会所の建設及び改修事業	村	
		夏祭り補助事業	村	
		空き家・古民家活用	村	
10 地域文化の振興等	過疎地域 持続的発展 特別事業	世界遺産登録推進事業	村	
		芸術文化事業	村	
		歴史的風土の担い手育成事業	村	
		歴史文化資源調査事業	村	
		史跡地維持管理事業	村	
		飛鳥宮跡等保存活用事業	村	

		遺跡発掘調査事業	村
		史跡・名所の維持管理事業	村
		飛鳥の魅力発信事業	村
		歴史文化資源公開事業	村
		世界遺産機運醸成事業	村
		世界遺産ガイドンス機能施設整備事業	村
		周遊視点場整備事業	村
13 その他地域の持続的発展に関し必要な事項	過疎地域持続的発展特別事業	飛鳥広域行政事務組合負担金	広域行政事務組合
		飛鳥ナンバー協議会	飛鳥ナンバー協議会
		世界遺産「飛鳥・藤原」登録推進協議会	世界遺産「飛鳥・藤原」登録推進協議会